

埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県地方独立行政法人埼玉県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員は、当該特別の事項について学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長)

第五条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員（次項、第八条及び第九条第二項において「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第七条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第八条 委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員等の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第九条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員等のうちから議長が指名する委員等が署名し、又は記名押印しなければならない。

(庶務)

第十条 委員会の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(委任)

第十一条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。